

議第375号

京都市消防長及び消防署長の資格に関する条例の制定について

京都市消防長及び消防署長の資格に関する条例を次のように制定する。

平成26年11月25日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市消防長及び消防署長の資格に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防正監の階級に1年以上あったものであること。
- (2) 本市の行政事務に従事した者で、京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に3年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

消防長及び消防署長の資格を定める必要があるので提案する。